

令和7年度 桑名市保育施設等利用調整基準

保育施設等の利用調整は、申込締切日までに提出された書類により、保育を必要とする状況を確認し、「1. 基本指数」と「2. 調整指数」により、「世帯の指数」を決定します。この「世帯の指数」が高い方より、「保育が必要」と判断し、入所（園）の内定を致します。なお、「世帯指数」が同点の場合は、「3. 同一指数世帯の優先順位」により順位付けを行います。

1. 基本指数（保護者の状況）									
類型	細目			指数	認定期間				
就労	被用者	月 20 日以上勤務 (週 5 日以上勤務)	9 時間以上の就労を常態	20	最長期間 2 号認定・・・ 小学校就学前 3 号認定・・・ 3 歳の誕生日の 前々日まで				
			8 時間以上の就労を常態	19					
			7 時間以上の就労を常態	18					
			6 時間以上の就労を常態	17					
			5 時間以上の就労を常態	15					
			3 時間以上の就労を常態	12					
		月 16 日以上勤務 (週 4 日以上勤務)	9 時間以上の就労を常態	18					
			8 時間以上の就労を常態	17					
			6 時間以上の就労を常態	14					
			3 時間 45 分以上の就労を常態	11					
		月 12 日以上勤務 (週 3 日以上勤務)	9 時間以上の就労を常態	15					
			8 時間以上の就労を常態	13					
			5 時間以上の就労を常態	10					
		上記以外で月 60 時間以上勤務				10			
就労	非被用者 自営業 (親族経営 勤務含む) 農業 漁業 内職	中心者	被用者に同じ		最長期間 2 号認定・・・ 小学校就学前 3 号認定・・・ 3 歳の誕生日の 前々日まで				
		協力者 内職	月 20 日以上勤務 (週 5 日以上勤務)	9 時間以上の就労を常態		19			
				8 時間以上の就労を常態		18			
				7 時間以上の就労を常態		17			
				6 時間以上の就労を常態		16			
				5 時間以上の就労を常態		14			
				3 時間以上の就労を常態		11			
			月 16 日以上勤務 (週 4 日以上勤務)	9 時間以上の就労を常態		17			
				8 時間以上の就労を常態		16			
				6 時間以上の就労を常態		13			
				3 時間 45 分以上の就労を常態		10			
			月 12 日以上勤務 (週 3 日以上勤務)	9 時間以上の就労を常態		14			
				8 時間以上の就労を常態		12			
				5 時間以上の就労を常態		9			
			上記以外で月 60 時間以上勤務			9			
			出産	出産前後で保育できない場合			14	最長 5 か月	
			疾病負傷	入院 (概ね 1 か月以上)			20	入院期間	

	居宅内	常時寝たきりで保育が困難と医師が診断した場合（概ね 1 か月以上）	20	必要な期間 (最長年度末まで) (診断書による更新)
		上記以外の一般療養で保育が困難と医師が診断した場合（概ね 1 か月以上）	12	
障害	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1～B1（1～3 度）、障害者手帳 1～3 級の交付を受けており、保育が困難と医師が診断した場合		20	必要な期間 (最長年度末まで)
	身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B2（4 度）の交付を受けており、保育が困難と医師が診断した場合		16	
	身体障害者手帳 4 級～6 級の交付を受けており、保育が困難と医師が診断した場合		12	
同居親族 の介護・ 看護	常時寝たきり（入所、入院含む）のため看護・介護が常態の場合または要介護認定 4 以上の親族を介護している場合（概ね 1 か月以上）		20	必要な期間 (最長年度末まで) (診断書による更新)
	要介護認定 3 の親族を介護している場合（概ね 1 か月以上）		16	
	上記以外に親族の常時介護・看護が必要な場合（概ね 1 か月以上）		12	
別居親族 の介護・ 看護	2 親等以内の別居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時、介護又は看護している場合。		同居親族の介護・看護から「－1」	必要な期間 (最長年度末まで) (診断書による更新)
災害復旧	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のため保育できない場合		20	必要な期間 (最長年度末まで)
社会的擁護	社会的擁護が必要な場合		40	必要な期間 (最長年度末まで)
就学	昼間、次にさだめる学校等への通学または通所を常態とする場合 ①学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校（本科生を対象とする） ②子ども子育て支援法施行規則第 1 条第 7 号ロに規定される学校、施設		非被用者協力者より授業時間に応じて「－1」	必要な期間 (最長年度末まで)
求職活動	求職活動、起業準備のために昼間外出を常態としている	生計中心者	8	認定から 90 日 経過月の月末
		その他	6	
育休中 年度復帰	育児休業をしている保護者が現に監護している小学校就学前子ども（当該育児休業に係る小学校就学前子どもを除く。）が、年度の初日において満 4 歳（4 月 2 日生まれの者にあつては満 5 歳とする。）以上であり、当該年度の末日より前に当該育児休業が終了する場合。		就労から「－1」	最長期間 2 号認定・・・ 小学校就学前 3 号認定・・・3 歳の誕生日の 前々日まで

2. 調整指数			
区分	要件	指数	備考
保護者単位	(1) 引き続き月 60 時間以上の就労を継続している場合 (3 カ月以上)	1	
	(2) 就労の証明内容に対して、勤務実績および収入実績 (最低賃金を基に算定) に整合性がない場合	-4	
	(3) 保護者の通勤時間が往復で 1 時間以上	1	(4) と重複なし
	(4) 保護者の通勤時間が往復で 2 時間以上	2	(3) と重複なし
世帯単位	(5) ひとり親世帯	10	
	(6) ひとり親に準ずる世帯 (行方不明、拘禁中、離婚調停中)	3	
	(7) 保護者が海外へ単身赴任をしている世帯	1	
	(8) 生活保護世帯で就労による自立支援が見込まれる場合	2	
	(9) 転入予定者として入所申込みをしている世帯	-1	
	(10) 2 か月保育料を滞納している世帯	-6	(11) と重複なし
	(11) 3 か月以上保育料を滞納している世帯	-8	(10) と重複なし
	(12) 保護者が桑名市内の保育施設等で保育士として月 120 時間以上の就労中又は就労予定 (育児休業復帰予定を含む) で、児童が保育施設等を利用しないと就労又は就労予定先の保育施設等の受け入れ態勢に支障があると認められる世帯	5	
児童単位	(13) 年齢上限のある保育施設等からの転園 (最終年齢クラス在籍児童のみ) または在籍している市内の保育施設等が廃止された場合	10	
	(14) 現在、兄弟姉妹が複数の保育施設等にわたって利用しており、転園により同一保育施設等を利用する場合 (3 人目以上は 1 人増えるごとに全員に 1 点加点)	10	(15)、(16) と重複なし
	(15) 兄弟姉妹が既に入所している保育施設等に入所申込をする場合 (兄弟姉妹の在園中のみ該当) (3 人目以上は 1 人増えるごとに全員に 1 点加点)	10	(14)、(16) と重複なし
	(16) 兄弟姉妹同時に新規申込をする場合 (3 人目以上は 1 人増えるごとに全員に 1 点加点)	5	(14)、(15) と重複なし
	(17) 育児休業取得により、桑名市の保育施設等を一度退園し、育児休業終了に伴い、退園した児童と育児休業にかかわる児童が同時に申し込む場合	14	(18) と重複なし
	(18) 育児休業終了に伴い、就労により申し込む場合	6	(17) と重複なし
	(19) 年度の初日において満 3 歳 (4 月 2 日生まれの者にあつては満 4 歳とする。) 以上の集団保育が可能な障害児の場合	2	
	(20) 保護者が就労しながら保育している場合	-1	
	(21) 児童の保育が可能な 65 歳未満の同居親族が昼間に居宅内にいる場合	-2	
	(22) 支援法第 38 条第 1 項の規定に基づく検査等を実施した保育施設等から他の保育施設等に転園しようとするとき	10	

3. 同一指数世帯の優先順位	
1	当該保育施設の希望順位が上位
2	ひとり親世帯（ひとり親に準ずる世帯も含む）
3	兄弟姉妹が同一保育施設の利用が見込める世帯
4	基本指数の高い世帯
5	生活保護を受給していて就労により自立支援が見込まれる世帯
6	多子世帯
7	保護者の基本指数（類型）により、疾病負傷・障害、看護介護、就労（現に就労中の者を優先）、その他の順とする
8	市町村民税の所得割額が低位の世帯

(1) 選考基準日は、入所希望月の書類提出締切日です。基準日の状況が入所月も引き続いているものとして選考します。 支給認定期間と保育を利用できる期間は異なる場合があります。 (2) 府令で規定する保育を必要とする事由に従い設定します。 (3) 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本指数を指数付けし、その父母の指数の合算を基本指数とします。 (4) 同一人に複数の要件（類型）があっても、異なる要件（類型）の指数を合算することはありません。支給認定事由に基づきます。 (5) ひとり親世帯、ひとり親世帯に準ずる世帯、海外への単身赴任世帯（以下、ひとり親等という。）については、当該ひとり親等の指数と20点との合算を基本指数とします。 (6) 利用調整における「就労時間」には休憩時間を含み、通勤時間、時間外勤務は除きます。ただし、支給認定における「勤務時間」には休憩時間、通勤時間を含みます。 (7) 非被用者の中心者とは、事業主、法人経営者です。確定申告書、源泉徴収票で事業主等の確認ができない場合は「登記簿謄本」、「個人事業主の開業届」、「営業許可証」、「耕作証明書」、「漁業協同組合の証明」、「森林組合の証明」等の提出を求める場合があります。 (8) 勤務実績、給与収入が極端に少ない場合（最低賃金から計算）、「給与明細書」等、勤務実績が確認できる資料を求める場合があります。 (9) 「通勤時間」は自宅から職場までの一般的に取りえる最も合理的な方法で算出した時間とします。従って渋滞、バス・電車の乗継時間等は考慮しません。 (10) 保護者の通勤時間が往復で1時間以上及び2時間以上による調整指数加点は保護者が複数いる場合、通勤時間が短い保護者を基準とします。尚、三交代勤務などの変則勤務で一般的に送迎が不可能な場合は除きます。 (11) 「障害児」とは、「障害者手帳」や「発達障害についての医師からの診断書」、「療育施設、相談施設からの状況報告書」をお持ちの児童です。 (12) 「多子世帯」は入所申込み児童の他に就学前児童がいる世帯です。	
---	--